

豊川市（旧宝飯郡御津町）地域再生計画新旧対照表

○ 光る海 ころも潤う町づくり計画

(下線部分が改正部分)

変 更 案	現 行
<p><b>2 地域再生計画の作成主体の名称</b>  <u>豊川市</u></p> <p><b>3 地域再生計画の区域</b>  <u>豊川市の一部（旧愛知県宝飯郡御津町地域の全部）</u></p> <p><b>4 地域再生計画の目標</b>  <u>旧御津町地域の全域</u>（以下「本地域」という。）は、愛知県の東南部に位置し、南は三河湾に面し埋立地が広がり西から北にかけては山地丘陵が連なり、200～300m の宮地山系を背負っており、中央部から東部にかけては平野が広がり、人口 13,596 人、総面積 18.73K m<sup>2</sup>でうち山林が 33%を占めている。  波静かな<u>本地域</u>は、海に始まり海によって開けた<u>まち</u>で、「光る海に魚と波」の絵の組み合わせによる<u>旧御津町</u>のロゴマークは、かつて行楽地でもあった白砂青松の美しい海岸風景に思いを寄せ、穏やかで清らかな活力ある<u>まち</u>であり続けたい夢が込められたものである。  温暖な気候、肥沃な土地と自然環境に恵まれていることから、古くから農漁業が盛んで、三河海苔の産地として知られていたが、近年、臨海埋立事業が進められ、豊川用水の通水、土地改良事業等の農業基盤整備とあいまって、漁業から農業へと移行し、今日では都市近郊型農業としてトマト、イチゴ、シクラメン、イチジク等の</p>	<p><b>2 地域再生計画の作成主体の名称</b>  <u>愛知県宝飯郡御津町</u></p> <p><b>3 地域再生計画の区域</b>  <u>愛知県宝飯郡御津町地域の全域</u></p> <p><b>4 地域再生計画の目標</b>  <u>本町</u>は、愛知県の東南部に位置し、南は三河湾に面し埋立地が広がり西から北にかけては山地丘陵が連なり、200～300m の宮地山系を背負っており、中央部から東部にかけては平野が広がり、人口 13,596 人、総面積 18.73K m<sup>2</sup>でうち山林が 33%を占めている。  波静かな<u>本町</u>は、海に始まり海によって開けた<u>町</u>で、「光る海に魚と波」の絵の組み合わせによる<u>本町</u>のロゴマークは、かつて行楽地でもあった白砂青松の美しい海岸風景に思いを寄せ、穏やかで清らかな活力ある<u>町</u>であり続けたい夢が込められたものである。  温暖な気候、肥沃な土地と自然環境に恵まれていることから、古くから農漁業が盛んで、三河海苔の産地として知られていたが、近年、臨海埋立事業が進められ、豊川用水の通水、土地改良事業等の農業基盤整備とあいまって、漁業から農業へと移行し、今日では都市近郊型農業としてトマト、イチゴ、シクラメン、イチジク等の</p>

施設園芸が営まれており、農漁業中心の町から臨海工業地帯、臨海緑地の整備による水際緑地帯を含む、新しい臨海田園都市地域として生まれ変わっている。

こうしたなかで、生活污水・工場排水等により河川や海の水質汚濁が進むとともに、臨海埋立地の造成、防波堤工事などにより砂浜が消えるなど、環境保全が求められてきており、住民意識調査では、「豊かな美しい自然環境のまち」を望んでおり、北部山系、平野部から河川等を通じ波静かな三河湾に注がれる水環境の整備をすることにより、豊かな自然の保全を図り、かつての美しい海を取り戻し、安心して生活できるまちづくりが課題となっている。

このため、まちづくりの基本目標として、清らかな川や海を次世代に引き継ぐとともに、住民が連携し、生活者の視点に立った海、川、田園など自然と共生する快適な生活環境とするため、住民に親しまれる河川環境づくり、憩いの空間としての海と山の公園整備の促進、環境美化運動及び污水处理施設の普及促進により住みよい活力あるまちづくりを目指す。

[目標] 当初 4 年間で污水处理人口普及率を 91.0%に向上（現状 83.4%）

施設園芸が営まれており、農漁業中心の町から臨海工業地帯、臨海緑地の整備による水際緑地帯を含む、新しい臨海田園都市地域として生まれ変わっている。

こうしたなかで、生活污水・工場排水等により河川や海の水質汚濁が進むとともに、臨海埋立地の造成、防波堤工事などにより砂浜が消えるなど、環境保全が求められてきており、住民意識調査では、「豊かな美しい自然環境の町」を望んでおり、北部山系、平野部から河川等を通じ波静かな三河湾に注がれる水環境の整備をすることにより、豊かな自然の保全を図り、かつての美しい海を取り戻し、安心して生活できる町づくりが課題となっている。

このため、まちづくりの基本目標として、清らかな川や海を次世代に引き継ぐとともに、住民が連携し、生活者の視点に立った海、川、田園など自然と共生する快適な生活環境とするため、住民に親しまれる河川環境づくり、憩いの空間としての海と山の公園整備の促進、環境美化運動及び污水处理施設の普及促進により住みよい活力ある町づくりを目指す。

[目標] 当初 4 年間で污水处理人口普及率を 91.0%に向上（現状 83.4%）

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

快適な生活環境を整備するため、住民が連携してクリーンアップ作戦を展開し、本地域の道路、河川、海岸等の清掃によるゴミの撲滅運動を行っている。

また、北部地区においては、自然環境を生かした県営の「ふるさと公園」の整備事業（174.8ha）の早期促進により、自然とふれあう機会の充実を図る。

污水处理施設の整備は、昭和 50 年度より豊川流域関連公共下水道事業として工事に着手し、平成 14 年度末には、市街化区域の整備が概ね完了したため、平成 20 年度を目標に下水道法第 4 条に定める下水道事業計画変更認可を受けている。

整備の遅れている市街化調整区域の家庭污水等が、用排水路を通り農業地域に悪影響を及ぼしており、河川や海を汚染する要因となっている。

このため、行政と民間の協力により河川の水質検査を行い水質汚濁状況を監視しているほか、地域住民と一体となり、クリーンアップ作戦と併せて地域再生計画による交付金を活用し、本地域の環境美化を促進し、4 年間で家屋が密集している集落 240 戸 976 人を対象に下水道を整備する。

また、家屋が点在している地域については、401 戸 1,192 人のうち 231 戸 818 人の家屋が未整備であるため、浄化槽の

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

快適な生活環境を整備するため、住民が連携してクリーンアップ作戦を展開し、町内の道路、河川、海岸等の清掃によるゴミの撲滅運動を行っている。

また、北部地区においては、自然環境を生かした県営の「ふるさと公園」の整備事業（174.8ha）の早期促進により、自然とふれあう機会の充実を図る。

污水处理施設の整備は、昭和 50 年度より豊川流域関連公共下水道事業として工事に着手し、平成 14 年度末には、市街化区域の整備が概ね完了したため、平成 20 年度を目標に下水道法第 4 条に定める下水道事業計画変更認可を受けている。

整備の遅れている市街化調整区域の家庭污水等が、用排水路を通り農業地域に悪影響を及ぼしており、河川や海を汚染する要因となっている。

このため、行政と民間の協力により河川の水質検査を行い水質汚濁状況を監視しているほか、地域住民と一体となり、クリーンアップ作戦と併せて地域再生計画による交付金を活用し、町内の環境美化を促進し、4 年間で家屋が密集している集落 240 戸 976 人を対象に下水道を整備する。

また、家屋が点在している地域については、401 戸 1,192 人のうち 231 戸 818 人の家屋が未整備であるため、浄化槽の

設置により4年間で20戸64人の整備を図り、本地域の汚水処理普及率91.0%をめざし、子供たちが魚とりや自然観察のできる豊かな自然環境を保全し、美しい快適なまちづくりを推進する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

豊川市

[施設の種類] (略)

[事業区域]

公共下水道 御津町上上佐脇・下佐脇・御馬・広石・豊沢地区

浄化槽（個人設置型） 市街化調整区域の家屋が点在する地域

[事業期間] (略)

[事業量] (略)

[事業費] (略)

5-3 その他の事業 (略)

6 計画期間 (略)

設置により4年間で20戸64人の整備を図り、町全体の汚水処理普及率91.0%をめざし、子供たちが魚とりや自然観察のできる豊かな自然環境を保全し、美しい快適な町づくりを推進する。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

御津町

[施設の種類] (略)

[事業区域]

公共下水道 御津町大字上佐脇・下佐脇・御馬・広石・豊沢地区

浄化槽（個人設置型） 市街化調整区域の家屋が点在する地域

[事業期間] (略)

[事業量] (略)

[事業費] (略)

5-3 その他の事業 (略)

6 計画期間 (略)

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す「地域再生計画の目標」については、計画終了後に必要な調査を行い、状況把握・公表を行う。また、必要に応じ市民アンケートなどを行い、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 (略)

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本地域再生計画における汚水処理整備交付金に関連する事業の効果及びその実践過程の一層の向上を図るため、事業に対する評価、及び完了後一定期間経過した事業に対する事後評価を実施するにあたり、庁内課長会議に諮り各課長の意見を聞き、この結果を町の議会全員協議会に報告し、意見を求める。

この内容は、毎年度地域再生計画の進捗状況、整備面積、整備区域人口、下水整備延長、水洗化率、浄化槽設置数、関連事業の進捗状況等について報告し、今後の事業のあり方について検討を行い、結果を後日住民に公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 (略)

--	--